

母子・父子・寡婦福祉資金 貸付制度のご案内

□母子・父子・寡婦福祉資金とは・・・

母子家庭の母及び父子家庭の父、並びに寡婦の生活の支援に繋がること、併せてお子さんの福祉を推進するため、扶養する子どもの修学のための資金、母及び父が資格を取得するための学校に通うための資金等、各種資金の貸付けを行う制度です

□貸付対象者

■ 1 母子家庭の母及び父子家庭の父

配偶者のない女子及び男子で20才未満の児童を扶養している方

■ 2 寡婦

かつて母子家庭の母であった方で子どもが成人した後も、配偶者のない方

■ 3 その他対象となる方

- ・20才未満の父母のない児童
- ・母子家庭の母、父子家庭の父が扶養している児童
- ・寡婦が扶養する児童

□貸付の要件・連帯保証人

主な要件等は下記のとおりです。ただし、状況により相談に応じます。

◆貸付の要件

- (1) 家庭の経済状況等から、貸付が必要と認められること。
- (2) 租税、公共料金、他制度の貸付金等の滞納が著しくないこと。
- (3) 民間金融等に多額の負債を負っていないこと。
- (4) 原則として、償還完了時点で65歳以下であること。ただし、特別な理由がある場合はこの限りではない。
- (5) 父母のない児童の場合は、法定代理人等の同意が得られること。
- (6) 貸付に関する調査、指導等に速やかに対応すること。

◆連帯保証人

- (1) 1名必要とする。
- (2) 原則として県内に6ヶ月以上居住で、3親等以内の親族であり、保証能力のある方。
- (3) 租税、公共料金、他制度の貸付金等の滞納がないこと。
- (4) 原則として、償還完了時点で65歳以下であること。ただし、特別な理由がある場合はこの限りではない。

◆連帯借主

- (1) 修学資金、修業資金、就学支度資金、就職支度資金については、当該資金により修学等を行う児童が、連帯借主となること。
- (2) 借主と連携して償還する意思があること。



□お問合せ先

貸付けのことでのご相談は、お住まいの市役所母子・父子福祉担当課または県保健所地域福祉室までご連絡ください。

申請から貸付金交付までは、通常で1ヶ月半程かかります。お早めにご相談ください。

- ◇ 市にお住まいの方は、各市役所母子・父子福祉担当課
 - 中津市にお住まいの方は、中津市役所 子育て支援課 (☎ 0979-22-1129)
- ◇ 町村にお住まいの方は、県保健所地域福祉室
 - 日出町・姫島村にお住まいの方 — 東部保健所地域福祉室
(☎ 0977-72-2327)
 - 玖珠町・九重町にお住まいの方 — 西部保健所地域福祉室
(☎ 0973-72-9522)

□ 相談から貸付・償還までの流れ

